

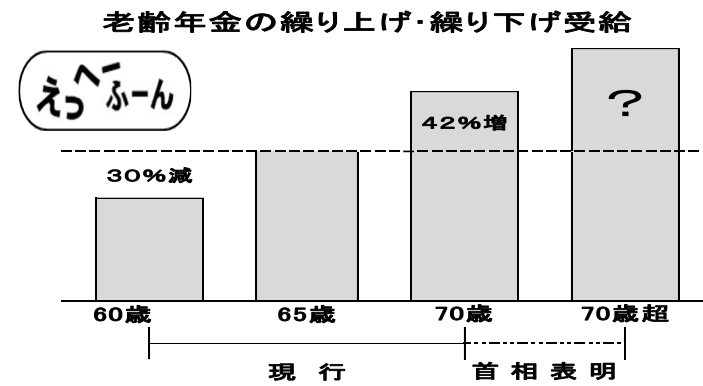
「生活保護費引き下げは困る」厚労省に電話しました 「僕だって結婚したい。子どももほしい。くやしい」

病気で働くことができずに生活保護を利用している新山次郎（仮名）さん 40 代は厚労省に電話し、自分の月額 76720 円の保護費が 10 月から 1300 円、来年は更に 1300 円、3 年後には合計 3900 円も下がることを知らされました。

- 新山「6 年前に亡くなった父に香典を包んだ人が最近亡くなっている。父の時にもらった香典と同じ額を包まないで、『あそこは生活保護をもらいよるから 5000 円も包みきらん』と思われ父親が恥をかく」
- 職員「普段から節約して下さい」
- 新山「節約してるよ。クーラもなく、扇風機も、もらった中古を使っている。冬は灯油代がかかる。車もなくヘルニアの僕は訪問販売で灯油を買うしかない。1 缶 1600 円もする。食費を削るしかない。3 年後は、

- もうこれ以上、下がりにせんよね」。
- 職員「3 年後にも、保護費引き下げの可能性あります」
- 新山「だったら死ぬと言うことやね。僕だって結婚したい。子どももほしい。くやしい。結婚している友達がうらやましい」
- 職員「…」
- 新山「ごめんね。あなたに言っとるんやなく、大臣に言っとるんよ」
- ※要請先は、厚生労働省 03-5253-1111 で電話交換手に「生活保護の基準係」を。

安倍首相「年金 70 歳超え選択」を 3 年で断行と表明



年金 70 歳受給で税金などはこんなに上がる
70歳受給は65歳受給の42%増でも税金など33万円もの負担増に

| 65歳受給 | → | 70歳受給 |
|----------|-------|----------|
| 211万円 | 年金収入 | 300万円 |
| ゼロ | 所得税 | 2万8000円 |
| ゼロ | 住民税 | 6万7000円 |
| 18万7000円 | 社会保険料 | 42万4000円 |
| 18万7000円 | 合計 | 51万9000円 |

※配偶者も65歳以上の世帯。社会保険料は東京を参考にした。

安倍首相は、自民党総裁選で、原則 65 歳から受給する老齢年金で、受給開始年齢を遅らせて年金を増額できる「繰り下げ受給」について、70 歳より後でも選択できるように制度の見直しを「3 年で断行する」と表明しました。現行制度では、老齢基礎年金も老齢厚生年金も、受給開始年齢を 60 歳から 70 歳までの間で。本人が選択することができます。

政府は年金受給を 65 歳前に「繰り上げ」と最大 30%減。70 歳からに「繰り下げ」れば 42%の増がもらえる制度だとし、さらに受給開始を 75 歳まで延長して「年金約 2 倍」にすることも検討しています。

基礎年金でわずか 1・4%、老齢厚生年金では 1・2%でした。70 歳受給を選択する人がほとんどいない背景には、年金収入がなければ生活できない高齢者の厳しい生活実態があります。

しかし、厚労省の「厚生年金保険・国民年金事業年報」によると、2016 年度に現行の 70 歳までの「繰り下げ受給」を選択した人は、老齢

しかも、仮に 42%年金が増えても、税金や社会保険料が 52 万円も徴収され、負担は 33 万円も増えます。我慢した 5 年分をとりもどすには、91 歳まで長生きしなければなりません(右表)。

「小倉生健会」に「入会」「支援」して下さい

「会報」を読んでいただいている皆さん。いつもありがとうございます。多くの方から、「なかなかいい会報だ」「『役に立つ』は保存してるよ」等々うれしい激励の言葉が多く寄せられています。また、様々な相談も寄せられています。

護・年金・障がい者・住宅・税金・子育て教育・平和等の分野で頑張っています。「会報」読者の皆さん。小倉生健会への入会・賛助会員・募金・機関紙購読へのご協力、ご支援をよろしくお願いいたします。

実は、小倉生健会員は非常に少なく会員の多くは生活保護利用者です。その方々から毎月 1000 円の会費をいただいて、毎月 4400 部の「会報」を発行しています。

(会費：1000 円/月。賛助会員：500 円/月。新聞会員：600 円/月)
＜新聞代明細＞

生健会運動は 63 年前に始まり、政党や宗教、考え方のちがいににかかわらず、一致する要求で手をつなぎ、生きる権利と平和を守り、誰もが人間らしく暮らすことのできる社会と政治にするために、生活保護・医療・介

- ①全生連中央機関紙「生活と健康を守る新聞」
毎週発行 300 円/月+郵送料 41 円/週
- ②福岡県生活と健康を守る会連合会「生きる」
毎月 5 日発行 100 円/月
- 「①守る新聞」+「②生きる」+送料×4.3
週=576 円/月…600 円/月
- 小倉生健会の、この「会報」は無料です

小倉生健会

生活と健康を守る

一人はみんなのために、みんなは一人のために

※問い合わせは、八記博春：090-1361-0876 へ、お声かけ下さい。



車イスでバスに乗れない 半歩前進！

車イスを利用している方から、「バスに乗りたいが、西鉄に問い合わせたら『どの便が車イス対応のバスかは、当日にならないと分かりません』と言われました。移動予定が立たずに困っています」との相談が寄せられました。

小倉生健会は直ぐに西鉄本社に電話をしました。対応した方はとても丁寧な話ぶりでしたが、回答はイマイチでした。
○生健会：車イスでバスに乗りたいのですが、営業所から「どのバスが車イス対応かは当日でないと分からない」と言われた。
□西鉄本社：申し訳ございません。そのようなお声も沢山いただいているが配車の都合でそのような対応にしては。
○生健会：この件は、経営者に伝えて至急検討して改善して下さい。
□西鉄本社：はい。必ず伝えます。それと、営

業所に相談して、事前にバスの便を指定していただければ、やりくりを約束できる場合もありますので、営業所に相談を。
○生健会：はい。よろしく。
以上の結果を相談者に伝えたあと、筆者も入会していた「電車に乗るぞ障害者の会」が、2007 年に、西鉄本社で社長宛の「使いやすいバスの普及と運行を求める要望書」も送りました。
後日、相談者から、営業所に相談したら対応してくれることになりました。「乗るぞの会の要望書」は具体的で詳細でした。ありがとうございました。…少し役にたてて良かったです。

柳井誠市議「生活保護利用者の健康対策」を求める

生活保護利用者の「検診」受診率は、 国保利用者のわずか 100 分の 1

9月議会本会議で、日本共産党の柳井誠市議が生活保護利用者の健康対策を求めました。

質問で柳井市議は「国保加入者の『特定健診』は受診率が35.8%なのに、生活保護利用者の国保特定健診に相当する『基本検診』の受診率は0.34%しかなく、国保利用者の100分の1である。その理由は、生活保護利用者に対しては健診の種類と説明が省略されており、説明が不十分である」と改善を求めました。

さらに、「国保の検診案内はチラシで『早

期受診、早期発見、早期治療により治癒率は高くなります、あなたの笑顔を見ていたいから、定期的ながん検診を受けましょう』と文書で案内されています。一方、『基本健診』の生活保護利用者には口頭説明だけです(実際にはほとんど行われていません=小倉生健会の見解)。生活保護利用者にも同じようなチラシを配り『しおり』も改善すべきだ」と求めました。

保健福祉局長は「『しおり』の内容の見直しを含め、周知方法を検討し、検診率の向上に努めてまいります」と答えました。

生活保護費引き下げ、年間、一世帯9万円にも

●生活保護費引き下げ金額(予算)

単位:億円

| 2013年 | | 2015年 | | 2018年 |
|-------|---------|--------|------|-------|
| 生活扶助費 | 期末一時扶助費 | 住宅扶助基準 | 冬期加算 | 生活扶助費 |
| 890 | 90 | 250 | 40 | 210 |
| 980 | | 290 | | 210 |
| 1480 | | | | |

※2013年から1480億円の生活保護費が削減された。

※生活保護世帯は164万世帯なので、1世帯当たり9万円/年間が削減された。

左の表は、安倍内閣が2013年からすすめている生活保護費引き下げの金額を示したものです。年間1世帯当たり9万円も引き下げられました。

9月市議会に「陳情」を提出しました (生健会 北九州ブロック協議会)

北九州市では、借家の多くで3000~5000円前後の共益費や管理費を支払わなければなりません。保護費にはこの費用は含まれていないため、食費などを削って負担するしかありません。

生健会北九州市ブロック協議会は9月25日、市議会に対して「共益費や管理費を住宅扶助として支給すること」を求める陳情書を提出しました。



市議会に陳情する、左から二人目から右へ、波田千賀子門司生健会会長、福田敏幸小倉生健会理事、藤元共勝八幡生健会事務局長。

●2018年10月からの生活扶助費(北九州市)

| 年齢 | 0~2 | 3~5 | 6~11 | 12~17 | 18~19 | 20~40 | 41~59 | 60~64 | 65~69 | 70~74 | 75~ | 年齢構成(才) | 生活扶助費 2018年10月~ |
|--------------------|-----|-----|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----------------------|--------------------|
| | 单身 | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| | | | | | | | | | | | | 41~59 | 75,450 |
| | | | | | | | | ○ | | | | 60~64 | 75,150 |
| | | | | | | | | | ○ | | | 65~69 | 75,100 |
| | | | | | | | | | | ○ | | 70~74 | 71,190 |
| | | | | | | | | | | | ○ | 75~ | 70,240 |
| 夫婦等 | | | | | | ○○ | ○○ | ○○ | ○○ | ○○ | ○○ | 20~40夫婦等 | 115,070 |
| | | | | | | | | | | | | 41~59夫婦等 | 115,700 |
| | | | | | | | | ○○ | | | | 60~64夫婦等 | 115,290 |
| | | | | | | | | | ○○ | | | 65~69夫婦等 | 114,150 |
| | | | | | | | | | | ○○ | | 70~74夫婦等 | 108,320 |
| | | | | | | | | | | | ○○ | 75~ 夫婦等 | 105,920 |
| 夫婦 + 子 など | ○ | | | | | ○○ | | | | | | 20~40夫婦等、0~2才 | 139,570 |
| | | ○ | | | | ○○ | | | | | | 20~40夫婦等、3~5才 | 141,340 |
| | | | ○ | | | ○○ | | | | | | 20~40夫婦等、6~11才 | 146,040 |
| | | | ○○ | | | ○○ | | | | | | 20~40夫婦等、6~11才×2 | 170,830 |
| | | | | ○ | | ○○ | | | | | | 20~40夫婦等、12~17才 | 153,010 |
| | | | | ○○ | | ○○ | | | | | | 20~40夫婦等、12~17才×2 | 184,080 |
| | | | | | ○ | ○○ | | | | | | 20~40夫婦等、18~19才 | 153,010 |
| | | | | ○ | ○ | ○○ | | | | | | 20~40夫婦等、12~17、18~19才 | 184,080 |
| | | | | ○ | | | ○○ | | | | | 41~59夫婦等、12~17才 | 149,720 |
| | | | | | ○ | | ○○ | | | | | 41~59夫婦等、18~19才 | 149,720 |
| | | | | | | ○ | | ○○ | | | | 60~64夫婦等、20~40才 | 147,370 |
| | | | | | | ○ | | | ○○ | | | 65~69夫婦等、20~40才 | 147,340 |
| | | | | | | | ○ | | | ○○ | | 70~74夫婦等、41~59才 | 141,280 |
| | | | | | | | ○ | | | | ○○ | 75~ 夫婦等、41~59才 | 139,800 |
| 年齢 | 0~2 | 3~5 | 6~11 | 12~17 | 18~19 | 20~40 | 41~59 | 60~64 | 65~69 | 70~74 | 75~ | 年齢構成(才) | 生活扶助費 2018年10月~ |
| 母子等 | ○ | | | | | ○ | | | | | | 20~40、0~2才 | 107,260 |
| | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | | 20~40、0~2才、3~5才 | 134,430 |
| | | ○ | | | | ○ | | | | | | 20~40、3~5才 | 109,130 |
| | | ○ | ○ | | | ○ | | | | | | 20~40、3~5才、6~11才 | 138,780 |
| | | | ○ | | | ○ | | | | | | 20~40、6~11才 | 111,900 |
| | | | ○○ | | | ○ | | | | | | 20~40、6~11才×2 | 141,830 |
| | | | | ○ | | ○ | | | | | | 20~40、12~17才 | 116,230 |
| | | | | ○○ | | ○ | | | | | | 20~40、12~17才×2 | 154,590 |
| | | | | | ○ | ○ | | | | | | 20~40、18~19才 | 116,140 |
| | | | | | ○ | ○ | | | | | | 20~40、12~17、18~19才 | 154,590 |
| | | | | | ○ | | ○ | | | | | 41~59、12~17才 | 115,700 |
| | | | | | ○ | ○ | | | | | | 41~59、12~17才、18~19才 | 152,940 |
| | | | | | | ○ | | ○ | | | | 60~64、20~40才 | 114,980 |
| | | | | | | ○ | | | ○ | | | 65~69、20~40才 | 114,410 |
| | | | | | | | ○ | | | ○ | | 70~74、41~59才 | 112,010 |
| | | | | | | | ○ | | | | ○ | 75~、41~59才 | 110,810 |

※上記表は生活扶助費です。各世帯により、住宅扶助費や加算が付く場合があります。
※ここで言う夫婦等とは、二人で生活していることをいう。
※切り上げのため、10円単位で異なる場合があります。